

第17回岩手県特定大規模集客施設立地誘導審議会会議録

1 日時

令和4年3月2日（水） 午前10時から10時30分まで

2 場所

盛岡市内丸10番1号

岩手県庁12階 特別会議室

3 出席者

(1) 委員

大越大輔委員、本庄未佳委員、松山梨香子委員、三宅諭委員、三好純矢委員、
吉田基委員、若菜千穂委員

(2) 事務局

阿部経営支援課総括課長、熊谷商業まちづくり担当課長、横森主任主査、
生田主事、菊地主事

(3) 盛岡市（立地市町村）

及川参事兼経済企画課長、藤原副主幹兼土地利用計画係長

4 議事概要（詳細は別紙のとおり。）

(1) 会長・副会長の選任

会長として三宅諭委員が、副会長として吉田基委員がそれぞれ互選された。

(2) （仮称）アクロスプラザ盛岡新設届出に係る県意見（案）について

審議の結果、審議会としての意見は「意見を有しない」とすることとされた。

5 傍聴人数

報道 6人

別紙（議事詳細）

1 開会

2 挨拶

（阿部経営支援課総括課長） ※挨拶内容は省略。

[挨拶終了後、生田主事から、資料確認及び出席報告（委員7名全員の出席であり出席要件を充足）を行った。]

3 議事

（1）会長及び副会長の選任について

会長として三宅諭委員が、副会長として吉田基委員が互選された。

※議事録署名委員として大越大輔委員が指名された。

（2）（仮称）アクロスプラザ盛岡新設届出に係る県意見（案）について

ア 届出内容及び県意見（案）の説明

生田主事から、届出内容及び県意見（案）について説明を行った。

イ 盛岡市のまちづくりに関する説明

藤原副主幹兼土地利用計画係長から計画地周辺の都市計画に関して、及川参事兼経済企画課長から計画地周辺の商業振興に関して、それぞれ説明が行われた。

ウ 質疑応答

（三宅諭会長）

確認ですけど、ここは都市機能誘導区域になっているということですね。

（盛岡市 藤原副主幹兼土地利用計画係長）

具体的に、この立地の申請のあった場所については、都市機能誘導区域ではなくて、居住誘導区域の中でございます。

（三宅諭会長）

なるほど。はい、わかりました。

居住誘導区域ということで届出が必要ですね。

（盛岡市 藤原副主幹兼土地利用計画係長）

そうですね。

（三宅諭会長）

用途地域指定の話でいくと、一部第二種中高層住居専用地域になっているのですが、これは用途を決めるときに厳密にきちんと道路で切っているわけじゃなく、御説明にあったように、ある一定距離までを近隣商業地域にしたっていうことになった分、こういうふうに敷地に第二種中高層住居専用地域が残っているというところではあります。

（三宅諭会長）

いかがででしょうか。

（吉田委員挙手）

（三宅諭会長）

吉田委員。

（吉田基委員）

事業内容の確認なのですが、近くにバス停があるということでしたけれども、具体的にどのあたりかというのはわかるでしょうか。

(生田主事)

事務局より回答させていただきます。

バス停の場所でしたけれども、店舗の南側の方の国道 46 号沿いに立地していたと記憶しております。その 1ヶ所が、バス停としてはあったというところでございます。以上です。

(吉田基委員)

これは意見ではないのですが、将来こういった国道 4 号沿いといいますか、居住地域に人を集める際に、どうしても公共交通機関というのは非常に大事になってくるかと思えますけど、そういったところとこの計画がぴったり合っていればいいなという希望でした。

なかなかバス路線は左車線を食っちゃうので、普通の車からすると邪魔だなと思っちゃったりするのですが、将来はそっちの方が大事になってくるということで、そういったところで少しバスが入れるようなのがあればいいなと思ったのですが、計画上はちょっと無さそうですね。これは、お願いというか、どうにもならないところだとは思いますが、うまくやってほしいなと思います。ありがとうございます。

(三宅諭会長)

ありがとうございます。重要な御意見ですね。

今の吉田委員の話聞きながら私も、この駐車場の配置が曲がりくねっている部分があるので、せっかくならば、歩行者の方への安全について配慮したような計画にしていればよいかと思います。

その他いかがでしょうか。

(三宅諭会長)

こういう計画が出てきているということで、近隣商業地域と第二種中高層住居専用地域との用途合体の場合ですね、それぞれの面積割合の大きい方になるのですが、そこも一応クリアをした状態での計画ということになります。

(三宅諭会長)

よろしいでしょうか。

では、これまでの意見を踏まえると、この審議会としては、県意見なしという提案で、それについて同意だということによろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

(三宅諭会長)

ありがとうございます。

では、この審議会としては、県意見なしということで、決定したいと思います。

4 その他

(熊谷商業まちづくり担当課長)

次に、次第にあります、その他ということで、事務局から何かありますか。

(生田主事)

今回御審議いただきましたアクロスプラザ盛岡についてございますけれども、今後の関係法令等の届出について御説明させていただければと思います。

今回のものにつきましては、今、意見なしというところで御審議いただきましたので、それに則って担当部署で決済のうえ、事業者の方に通知させていただきたいと思っております。

その後でございますけれども、条例としての手続きを終了した後に、建築工事の着手制限が解除となります。現在解体工事の方は進められているようでございましたけれども、この条例につきましては県意見なしというふうになるまで条例の方で建築の制限をかけておりましたので、そこが解除となるものでございます。

4月上旬までには県意見なしというところで、通知をさせていただきたいと思いません。

その後は、大規模小売店舗立地法の届出が必要となる店舗面積でございますので、大規模小売店舗立地法の手続きを、県の方でまた引き続き行っていくことになっております。

そういった手続きを経まして、最終的には開店という形になるかと思っておりますけれども

も、引き続き手続きの方を進めて参りたいと思います。

以上となっております。

(熊谷商業まちづくり担当課長)

その他といたしまして、委員の皆様から何かございますでしょうか。

(吉田基委員)

資料 No. 5 なのですが、立地誘導条例チェック表、これ毎回同じものを拝見しているのですが、今回のように盛岡市さんと立地適正化計画を作ってもらっちゃって、他の市町村さんもどんどん作ってもらっちゃるようです。

その整合がその2のところ、入れられるようになると、非常にいいかなと思ったりしました。今回盛岡市さんから具体的な説明があったので良かったですけど、あらかじめ見て取れるとわかりやすいかなと思いました。

ぜひ御検討いただければと思います。

(生田主事)

次回以降の審議会の際には、今、御指摘いただきました意見も踏まえて、立地適正化計画が定められている市町村さんについては、そこについても、評価の基準として付けさせていただきたいと思います。

御意見ありがとうございました。

5 閉会